

事業名	事業主体	採 択 基 準			
		事業内容	受益面積	末端支配面積	
諸 土 地 改 良 事 業	土地改良総合整備 (一般型) (S52～H14)	県	土地改良総合整備事業計画に基づき次の①～⑤及び⑧のうち二つ以上を総合的に実施する。又は当該事業と関連する⑥以外を併せて実施する。 ①用排水施設②農道③暗渠排水④客土 ⑤区画整理⑥農用地保全⑦交換分合 ⑧農用地開発⑨営農用水⑩土壤改良 ⑪特認	左①～④ の合計 60	
	土地改良総合整備 (担い手育成型) (H9～H14)	県	担い手育成基盤整備事業計画に基づき実施する。 次のⅠから二つ以上を総合的に実施する。又は当該事業と関連するⅠ若しくはⅡを併せて実施する。 Ⅰ農業生産基盤整備事業 ①用排水施設②農道③客土④暗渠排水 ⑤区画整理⑥営農用水⑦土壤改良 ⑧交換分合 Ⅱ農村生活環境基盤整備事業 ①集落道②集落排水③集落安全施設 ④集落管理施設⑤用地⑥公園⑦環境	左Ⅰの ①～⑤ の合計 20	
	調査設計	市 町 村 土地改良区 等	各種土地改好事業の調査設計 団体営土地改好事業実施要綱第3の表 に定める事業を実施する。 調査設計、農業集落排水維持適正化事業 農村総合整備推進事業		
	新技術導入推進農業農村整備事業	県	新技術を積極的に導入し、その効果の検証を通じて新技術の活用と普及を図ることにより、農業の生産性の向上、経済的な事業執行、自然環境の保全等を図る。		